

(案)

資料32-3-2

情 通 審 第 号
平 成 年 月 日

総 務 大 臣
山 本 早 苗 殿

情報通信審議会
会長代理 伊 東 晋 印

答 申 書

平成27年6月18日付け諮問第1222号をもって諮問された事案について、審議の結果、下記のとおり答申する。

記

本件、「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の見直しについては、別添のとおり改正することが適当と認められる。

「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の改正（案）

新 （今回の見直し後のガイドライン案）	旧 （現行のガイドライン）
<p>（移転費用負担等）</p> <p>第七条 設備保有者の事情又は正当な利益を有する第三者の要請により現に提供している設備を撤去し、又は移転する必要が生じた場合の事前予告及び移転費用の取扱いについては、設備の提供に係る契約において明示するものとする。この場合において、事業者の伝送路設備の撤去又は移転に係る事前予告及び移転費用の取扱いについても、同様とする。</p> <p>2 設備保有者は、当該設備保有者の事情又は正当な利益を有する第三者の要請により、現に提供している設備又は当該設備に設置された事業者の伝送路設備を撤去し、又は移転する必要が生じた場合は、事業者に対し、速やかにその旨を通知するものとする。</p> <p>3 事業者は、設備保有者に対して自己の責に帰すべき事由により設備の提供の中止を求める場合は、事業者の負担により設備を原状復帰するものとする。</p> <p>（設備の使用に当たつての遵守事項）</p> <p>第十条 事業者は、設備保有者から提供された設備には、認定電気通信事業の用に供する伝送路設備を設置するものとする。</p> <p>2 事業者は、設備保有者から提供された設備に伝送路設備を設置し、</p>	<p>（移転費用負担等）</p> <p>第七条 設備保有者の事情又は正当な利益を有する第三者の要請により現に提供している設備を撤去し、又は移転する必要が生じた場合の事前予告及び移転費用の取扱いについては、設備の提供に係る契約において明示するものとする。この場合において、事業者の伝送路設備の撤去又は移転に係る事前予告及び移転費用の取扱いについても、同様とする。</p> <p>（新設）</p> <p>2 事業者は、設備保有者に対して自己の責に帰すべき事由により設備の提供の中止を求める場合は、事業者の負担により設備を原状復帰するものとする。</p> <p>（設備の使用に当たつての遵守事項）</p> <p>第十条 事業者は、設備保有者から提供された設備には、認定電気通信事業の用に供する伝送路設備を設置するものとする。</p> <p>2 事業者は、設備保有者から提供された設備に伝送路設備を設置し、</p>

し、又は設備を使用するに当たり、設備関係法令等、設備保有者が適正に定める技術基準及び契約等において明示する適正に定められた手続に従って行うものとする。

3 事業者は設備保有者から提供された設備に伝送路設備を設置し、又は設備を使用するに当たり、設備の定着する土地の所有者その他伝送路設備がその上空を通過する土地の所有者（所有権以外の権原に基づきその土地を使用する者があるときは、その者及び所有者）との間で、公物管理関係法令等に関する諸手続をはじめ、必要な調整を適切に進めるものとする。また、設備保有者は設備を使用させるに当たっては、公物管理関係法令等に基づき必要な諸手続等を適切に進めるものとする。

4 事業者は、設備保有者から提供された設備に伝送路設備を設置し、又は設備を使用するに当たり、事業者の責に帰すべき事由により第三者との間に争いが生じた場合、又は第三者に損害を与えた場合においては、事業者の責任と負担により処理するものとする。

又は設備を使用するに当たり、設備関係法令等及び設備保有者が適正に定める技術基準に従って行うものとする。

3 事業者は設備保有者から提供された設備に伝送路設備を設置し、又は設備を使用するに当たり、設備の定着する土地の所有者その他伝送路設備がその上空を通過する土地の所有者（所有権以外の権原に基づきその土地を使用する者があるときは、その者及び所有者）との間で、公物管理関係法令等に関する諸手続をはじめ、必要な調整を適切に進めるものとする。また、設備保有者は設備を使用させるに当たっては、公物管理関係法令等に基づき必要な諸手続等を適切に進めるものとする。

4 事業者は、設備保有者から提供された設備に伝送路設備を設置し、又は設備を使用するに当たり、事業者の責に帰すべき事由により第三者との間に争いが生じた場合、又は第三者に損害を与えた場合においては、事業者の責任と負担により処理するものとする。